

津山市水道局

平成 2 6 年度水質検査計画

水道局では、平成 2 6 年度の「水質検査計画」を策定しました。水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要な役割を担っています。

水質検査計画は、水道事業体が水道法施行規則に基づき、水質検査の適正化や透明性を確保するため、水質検査のために試料水の採水を行う地点、水質検査項目、検査頻度及び検査実施の理由等を明記したものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査結果の評価と対策等について
- 6 水質検査項目及び検査頻度と臨時の水質検査
- 7 水質検査の方法
- 8 水質検査における試料の採取及び運搬方法
- 9 水質検査の信頼性の確認
- 1 0 関係者との連携

津山市水道局では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、上水道事業及び簡易水道事業で供給する水道水について水質検査計画を策定し、実施してまいります。

水質検査計画は、水道水が安全で良質であることをさらにご理解いただけるよう、対象となる過去 3 年間の水質検査結果を基に見直しを行い、事業年度開始前にホームページ上で、平成 1 7 年度から公表しています。

1 基本方針

- 1 検査地点は、浄水場などの系統を代表する蛇口及びドレンに加えて、それぞれの浄水場の入口（原水）と浄水場の出口（浄水）とします。
- 2 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、及び水質管理上留意したほうがよいとされる水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌について実施します。
- 3 検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの検出状況などを考慮し定めます。

2 水道事業の概要

- 1 上水道事業
平成 2 4 年度最新の確定数字です。上水道の事業概要は次のとおりです。

表— 1 上水道の事業概要

区 分	内 容
給水人口	9 8 , 5 9 6 人
給水区域内普及率	9 9 . 8 %
給水戸数	4 2 , 0 0 1 戸
1 日最大給水量	4 0 , 1 8 8 m ³
1 日平均給水量	3 6 , 5 1 5 m ³

上水道の水源は吉井川 2 箇所及び加茂川 2 箇所から取水する表流水と、 2 箇所の井戸から取水する地下水があり、市内 7 箇所の受水地点で、岡山県広域水道企業団から用水供給を受ける水があります。

表流水の浄水施設は、小田中浄水場、草加部浄水場、西下浄水場の 3 箇所があり、浄水施設の概要は次のとおりです。

表— 2 表流水の浄水施設概要

浄水場名	小田中浄水場	草加部浄水場	西下浄水場（休止中）
所在地	津山市小田中 2 1 2 3 - 5	津山市草加部 1 2 0 0	津山市西下 9 9 9 - 1
原水の種類	表流水（吉井川） ダム放流	表流水（加茂川） ダム放流	表流水（加茂川） ダム放流
（環境基準類型）	（河川 A 類型）	（河川 A 類型）	（河川 A 類型）
沈澱池 処理能力（ m ³ /日 ）	2 5 , 5 4 0	2 3 , 9 6 0	3 , 2 4 3
浄水処理方法	凝集沈澱・アルカリ処理 急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭処理（試験導入）	凝集沈澱・アルカリ処理 急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理	凝集沈澱・アルカリ処理 急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理

地下水の浄水施設は、大井・宮部水源、大井・坪井水源の２箇所があり、浄水施設の概要は次のとおりです。

表―３ 地下水の浄水施設概要

原水名	大井・宮部水源（休止中）	大井・坪井水源
所在地	津山市宮部下 字笹井田 6 0 7	津山市坪井下 字鈴堂 1 6 4 1 - 1
原水の種類	地下水	地下水
処理能力（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	2 0 5	2 3 2
浄水処理方法	塩素処理	塩素処理

市内の受水地点は次のとおりです。

表―４ 市内の受水地点

名 称	草加部第 2 配水池	小田中第 3 配水池	種受水槽
所在地	津山市 綾部 1 9 4 3 - 6	津山市 小田中 2 0 4 1 - 1	津山市 種 1 1 2 5 - 1
計画最大供給能力 （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	9 , 5 0 0	4 , 8 5 0	5 0 0
名 称	河内田配水池	城ノ畝配水池	八巻山配水池
所在地	津山市 福田 1 0 1 8 - 4	津山市 新野山形 4 6 1 - 5	津山市 市場 4 4 4 - 2
計画最大供給能力 （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	1 5 0	1 , 5 0 0	1 , 0 0 0
名 称	久米第 1 配水池		
所在地	津山市神代 宇高後岩 1 5 0 2 - 3		
計画最大供給能力 （ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	2 , 5 0 0		

2 簡易水道事業

簡易水道事業は加茂簡易水道（旧落合水源・堂ヶ原水源）・加茂郷簡易水道（旧山河簡易水道・物見簡易水道・黒木簡易水道・阿波簡易水道・倉見飲料水供給施設）の2事業で運営しています。（下津川簡易水道は平成24年度から上水道へ統合）

平成24年度最新の確定数字です。簡易水道の事業概要は次のとおりです。

表—5 簡易水道の事業概要

区 分	内容
給水人口	5 , 1 0 3 人
給水区域内普及率	9 9 . 7 %
給水戸数	2 , 1 6 6 戸
1 日最大給水量	1 , 8 7 7 m ³
1 日平均給水量	1 , 4 5 2 m ³

地下水の浄水施設は、次のとおりです。

表—6 地下水の浄水施設概要

原水名	落合水源	山河水源	物見水源	堂ヶ原水源	黒木水源
所在地	津山市加茂町 塔中	津山市加茂町 山下	津山市加茂町 物見	津山市加茂町 宇野	津山市加茂町 黒木
原水の種類	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水
浄水処理方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理
原水名	倉見水源	阿波第1水源	阿波第2水源	阿波第3水源	
所在地	津山市加茂町 倉見	津山市阿波	津山市阿波	津山市阿波	
原水の種類	地下水	地下水	地下水	地下水	
浄水処理方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理	膜ろ過 塩素処理	

3 水道の原水及び水道水の状況

津山市の水道水は、24時間の水質管理を行い、適正な浄水処理を行っています。これまでの検査結果では水質基準値を充分満たしている水です。

津山市の水道は表流水・地下水から取水しており、それぞれの原水の特徴及び水質管理上注目すべき項目は次のとおりです。

1 表流水の場合

表—7 原水の汚染要因と水質管理上注目すべき項目

水源（原水）の汚染要因 及び留意すべき項目	降雨等による高濁度発生 藻類プランクトン発生による臭気障害 農薬散布 畜舎排水 油類等による突発汚染事故
水質管理上留意すべき項目	濁度 残留塩素 PH値 臭気物質 農薬類 トリハロメタン等消毒副生成物の増加 クリプトスポリジウム等原虫類

これまでの検査結果では水質基準値を充分満たしている水です。今後も水質基準値を満たしていること、そして安全であることを引き続き確認していきます。

2 地下水の場合

地下水は、一般に表流水と異なり、周囲の影響を受けることが少なく、良好な水質といえます。

地下水の水質管理上注目すべき項目として、クリプトスポリジウム指標菌があげられます。今後も他の項目を含めて、水質基準値を満たしていること、そして安全であることを引き続き確認していきます。

4 検査地点

1 水源

安全で良質な水道水を供給するために行う浄水処理には、水源水質が影響を与えるため、吉井川、加茂川の取水地点で検査を行います。

地下水は、各水源地で検査を行います。

2 浄水場の入口と出口

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場の入口（原水）と出口（浄水）の水を検査します。

また、送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている無機物・有機物の水質項目（18項目）については、蛇口及びドレンで検査を行います。

3 蛇口及びドレン

市内の配水池系統ごとに、検査地点を設け、24箇所の検査を行います。

詳細については、資料編

表 - 1 定期水質検査（毎日）地点一覧表（H26年）

表 - 2 定期水質検査（毎月）地点一覧表（H26年）

図 - 1 上水道給水区域の中央及び東部の検査地点（H26年）

図 - 2 上水道給水区域の西部の検査地点（H26年）

図 - 3 簡易水道給水区域の検査地点（H26年）

に示します。

5 水質検査結果の評価と対策等について

表流水を処理する浄水場では、水源上流域の降雪などの影響により、冬～春季に凝集処理不良を起こす恐れがあるため、アルカリ処理による凝集処理の適正化を図っています。

その他、残留塩素管理の徹底やクリプトスポリジウム等原虫類対策として、ろ過水濁度管理の徹底を図っています。さらに、臭素酸対策として臭素酸生成の原因となる不純物の少ない消毒剤を使用したり、塩素酸対策として消毒剤管理（購入次亜塩素酸ナトリウムについては、保存期間が長期化しないような発注管理や分解を抑制するための温度管理など）を行うなど、浄水処理に使用する薬品、資材等についても適切に選択、運用、管理しています。

津山市水道局では、浄水場、水源の系統ごとの特徴に応じて水質検査を強化し、省令に定められた検査頻度の回数で水質検査を行ってきましたが、平成25年度の検査結果はいずれも水質基準を充分満たしている水でした。

このことは、前述の対策等により、すべての浄水場、水源系で適切な維持管理ができていることを裏付けています。

今後の対策としては、平成19年度からかび臭物質の基準値が強化されたことを受けて、小田中浄水場に試験導入した粉末活性炭による高度浄水処理の実証プラントを活用し、将来的に本格導入する場合の最適な注入場所や注入量等について、平成25年度も継続して検証していきます。

水道法の改正により、「水質基準項目及び水質基準値」が見直され、より一層厳しい水質管理が求められてきています。これらの状況を踏まえ、引き続きすべての浄水場系統で適切な浄水処理と維持管理を行い、水質管理の徹底を図っていきます。

6 水質検査項目及び検査頻度と臨時の水質検査

1 定期の水質検査

浄水（浄水場浄水、給水地点管末）の水質基準項目の検査項目及び検査回数は、法令等に基づき、これまでの検査結果を考慮しながら決めていきます。

しかし、原水（浄水場入口）については評価基準がありませんので、津山市では各浄水場の状況から判断を行っています。

判断にあたっては、有害物質の流入の可能性の有無と各浄水場での除去性の有無が問題となります。

まず、各浄水場とも水源上流の直上域を調査した結果、有害物質排出源となりうる工場等が立地していないことから、有害物質の継続的な混入の可能性は極めて低い状況にあります。

さらに、万が一、施設内に流入した場合でも、各浄水場に設置された魚類監視装置や水質計器による連続監視により水質の変化をリアルタイムに検知することができ、取水停止や浄水処理強化などの迅速な対応を図ることが可能となっています。

そこで、原水（浄水場原水）の定期検査については、浄水処理の工程管理と原水水質変動の中長期的な監視を目的として、浄水（浄水場浄水、給水地点管末）の検査とあわせて、必要な項目について岡山県広域水道企業団との水質検査委託契約書に基づいて、委託検査を実施します。

また、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目についても同様に、岡山県水質管理計画に基づいて対応していきます。

クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌に関する検査については、表流水を処理する浄水場及び地下水について、クリプトスポリジウム等原虫類及びその指標菌（大腸菌、大腸菌MPN、嫌気性芽胞菌）の検査を行います。

詳細については、資料編

表 - 3 水質基準項目と検査実施頻度

表 - 4 水質管理目標設定項目と検査実施頻度

表 - 5 クリプトスポリジウム等原虫類及び指標菌検査実施頻度

に示します。

2 臨時の水質検査

水道水質基準に適合しないおそれがある以下に示す場合には、臨時の水質検査を、岡山県広域水道企業団との水質検査委託契約書に基づいて、委託検査を実施します。

- 定期検査で異常が見つかった場合
- 油流出等の水質汚濁事故が発生した場合
- 魚等の死骸が多数浮上した場合
- 消化器系の感染症が取水口の上流や給水区域で流行している場合
- 水道施設が著しく汚染されるおそれがある場合
- その他必要があると認められる場合

7 水質検査の方法

水質検査は、岡山県広域水道企業団との共同検査体制において委託検査を実施します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）に準じて岡山県広域水道企業団が行います。

具体的な検査項目、検査頻度については、6の水質検査項目及び検査頻度に掲載しています。

8 水質検査における試料の採取及び運搬方法

検査における試料の採取及び運搬については、津山市水道局若しくは岡山県広域水道企業団で採取を実施し、岡山県広域水道企業団の水質検査室へ運搬しています。試料の採取については、毎年度岡山県広域水道企業団が実施している採水講習会に参加し、採取の方法等の講習を受けています。

9 水質検査の信頼性の確認

岡山県広域水道企業団からは、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等が行う外部精度管理に参加しているため、外部精度管理調査に係る資料を入手し、過去の検査結果と照らし合わせながら、信頼性の確認を行います。

また、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道G L P、I S O / I E C 1 7 0 2 5等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査等、水質検査機関に対して水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

10 関係者との連携

表流水の取水地点上流における水質に関する事件、事故等は、浄水処理を行う過程で影響も大きく、水道水の水質の安全確保に重大な問題となることもありますので、同一水系の市町村、岡山県生活衛生課、日本水道協会岡山県支部等関連機関と十分な連携が図れる体制を整備しています。事件、事故などの発生により浄水場水源が汚染されること、または、その可能性がある場合には、関連機関と連携を図り、汚染状況の調査、原因物質の特定、あるいは有害性や除去性などの情報収集を行い、取水停止や浄水処理強化、臨時の水質検査など状況に応じた措置を講じます。

津山市水道局

平成 2 6 年度水質検査計画

資料編

資料編 表 - 1 定期水質検査(毎日)地点一覧表(平成26年度)

水 質 検 査 ・ 上 水

番号	地区	場所	系統		測定
1	上之町	城東武家屋敷	草加部	草加部第1	毎日
2	田町	田町地内ドレン	小田中	小田中第2	毎日
3	沼	民家宅前ドレン	小田中	小田中第3 → 一宮	毎日
4	勝部	勝部地内ドレン	草加部	草加部第2	毎日
5	上横野	野介地内ドレン	草加部	草2大篠	毎日
6	小原	西苫田公民館	小田中	小田中第1	毎日
7	新野東	勝北支所	(企受)	城ノ畝	毎日
8	日本原	日本原消防機庫横側溝蛇口	(企受)	八巻山	毎日
9	大吉	広戸神社付近側溝蛇口	(企受)	八巻山 → 西村 → 大岩	毎日
10	山形	側溝蛇口	(企受)	城ノ畝 → 山形	毎日
11	桑上	久米支所倭文出張所	(企受)	久米第1 → 久米第4	毎日
12	宮部上	宮部上地内ドレン	(企受)	久米第1 → 久米第3	毎日
13	南方中	久米給食センター	(企受)	久米第1 → 久米第3	毎日
14	坪井上	坪井上地内ドレン	大井・坪井	坪井上	毎日
15	下津川	民家宅前消火栓	草加部	草加部第2	毎日

水 質 検 査 ・ 簡 水

番号	地区	場所	系統		測定
1	槍原	槍原ポンプ室前	加茂簡易水道(落合水源)	新斎の谷 → 行重高区	毎日
2	知和	旧水源前	加茂簡易水道(落合水源)	新斎の谷	毎日
3	河井	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(山河水源)	山河	毎日
4	物見	古屋ポンプ室前	加茂郷簡易水道(物見水源)	物見	毎日
5	原口	原口高区ポンプ室前	加茂簡易水道(堂ヶ原水源)	堂ヶ原	毎日
6	黒木	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(黒木水源)	黒木圧力調整池	毎日
7	倉見	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(倉見水源)	倉見低区	毎日
8	大沢	下沢バス停前	加茂郷簡易水道(阿波第1・第2水源)	西谷低区	毎日
9	大高下	阿波ふるさとふれあい会館	加茂郷簡易水道(阿波第3水源)	大杉	毎日

資料編 表 - 2 定期水質検査(毎月)地点一覧表(平成26年度)

毎 月 水 質 検 査 ・ 上 水

番号	地区	場所	系統	
1	上之町	城東武家屋敷	草加部	草加部第1
2	田町	田町地内ドレン	小田中	小田中第2
3	沼	民家宅前ドレン	小田中	小田中第3→一宮
4	勝部	勝部地内ドレン	草加部	草加部第2
6	小原	西苔田公民館	小田中	小田中第1
7	新野東	勝北支所	(企受)	城ノ畝
8	日本原	日本原消防機庫横側溝蛇口	(企受)	八巻山
11	桑上	久米支所倭文出張所	(企受)	久米第1→久米第4
12	宮部上	宮部上地内ドレン	(企受)	久米第1→久米第3
13	南方中	久米給食センター	(企受)	久米第1→久米第3
14	坪井上	坪井上地内ドレン	大井・坪井	坪井上

毎 月 水 質 検 査 ・ 簡 水

番号	地区	場所	系統	
1	槍原	槍原ポンプ室前	加茂簡易水道(落合水源)	新斉の谷→行重高区
3	河井	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(山河水源)	山河
4	物見	古屋ポンプ室前	加茂郷簡易水道(物見水源)	物見
5	原口	原口高区ポンプ室前	加茂簡易水道(堂ヶ原水源)	堂ヶ原
6	黒木	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(黒木水源)	黒木圧力調整池
7	倉見	民家宅前消火栓	加茂郷簡易水道(倉見水源)	倉見低区
8	大沢	下沢バス停前	加茂郷簡易水道(阿波第1・第2水源)	西谷低区
9	大高下	阿波ふるさとふれあい会館	加茂郷簡易水道(阿波第3水源)	大杉

資料編 表 - 3 水質基準項目と検査実施頻度

項目			基準値 (mg/l)	過去 3 年間の 最高値 (浄水・給水地点) (H22～H24)	省令に基づく 検査頻度	検査計画頻度 (回 / 年)				設定理由等
					浄水場		給水地点			
					原水	浄水	管末	その他		
1	一般細菌	100個 / ml以下	11	1 ヶ月 1 回	12	12	12	-	毎月検査項目	
2	大腸菌	検出されないこと	陰性		12	12	12	-		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下 (7)	<0.0003	3 年 1 回	1	-	4	-	安全確認のため	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005		1	-	1	-		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	3 ヶ月 1 回	1	-	1	-	1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.002		1	-	4	-		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
8	六価クロム化合物	0.05以下	<0.005		1	-	1	-		
9	亜硝酸態窒素 (9)	0.04以下	-	3 ヶ月 1 回	4	4	4	-		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	3 ヶ月 1 回	1	-	4	-	2	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.8	3 ヶ月 1 回	4	4	4	-	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.21		1	-	4	-		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	<0.02	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002		1	-	1	-	安全確認のため	
15	1, 4 - ジオキサン	0.05以下	<0.005		1	-	1	-		
16	シス - 1,2 - ジクロロエチレン 及びトランス - 1,2 - ジクロロ エチレン (5)	0.04以下	<0.004		1	-	4	-		
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.002		1	-	1	-		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001		1	-	1	-		
19	トリクロロエチレン	0.01以下 (8)	<0.001		1	-	4	-		
20	ベンゼン	0.01以下	<0.001		1	-	1	-		
21	塩素酸 (4)	0.6以下	0.16	3 ヶ月 1 回	-	-	4	-	2	
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002		-	-	4	-		
23	クロロホルム	0.06以下	0.027		-	-	4	-		
24	ジクロロ酢酸	0.04以下	0.009		-	-	4	-		
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003		-	-	4	-		
26	臭素酸	0.01以下	<0.001		-	-	4	-		
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.038		-	-	4	-		
28	トリクロロ酢酸	0.2以下	<0.02		-	-	4	-		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.009		-	-	4	-		
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001		-	-	4	-		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008		-	-	4	-		
32	亜鉛及びその化合物	1以下	<0.1	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.06	3 ヶ月 1 回	1	-	4	-	1	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.18	3 ヶ月 1 回	4	4	4	-	1	
35	銅及びその化合物	1以下	<0.1	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.0		1	-	1	-		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.045	3 ヶ月 1 回	4	4	4	-	1	
38	塩化物イオン	200以下	26.2	1 ヶ月 1 回	12	12	12	-	毎月検査項目	
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300以下	51	3 ヶ月 1 回	4	4	4	-	1	
40	蒸発残留物	500以下	103	3 ヶ月 1 回	1	-	4	-	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000005	発生時期に 1 ヶ 月 1 回	1	-	5	-	3	
43	2 - メチルイソボルネオ - ル	0.00001以下	0.000004		1	-	5	-		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.005	3 年 1 回	1	-	1	-	安全確認のため	
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005		1	-	1	-		
46	有機物 (T O C)	3以下 (6)	0.7	1 ヶ月 1 回	12	12	12	-	毎月検査項目	
47	p H 値	5.8～8.6	7.8		12	12	12	-		
48	味	異常でないこと	異常なし		-	12	12	-		
49	臭気	異常でないこと	異常なし		12	12	12	-		
50	色度	5度以下	4.0		12	12	365	-		
51	濁度	2度以下	1.1		12	12	365	-		

過去 3 年間の最大値の検査結果は平成 2 2 年から平成 2 4 年のデータです。

浄水場の原水・浄水については、小田中・草加部浄水場内で採水した試料水で検査した頻度です。

給水地点の管末では、1, 2, 3, 8, 4, 6～5, 1 の項目については配水池系統ごとに 1 地点選定し検査を行います。

- 6, 1, 1, 1, 2, 3, 3, 3, 4, 3, 7, 3, 9 の項目については、基準値の 1 / 5 を超えて検出されたため、3 ヶ月に 1 回配水池系統ごとに 1 地点選定し検査を行います。
6, 1, 1, 3, 9 の項目で、地下水で浄水処理をおこなった水については、基準値の 1 / 5 を超えて検出されたため、3 ヶ月に 1 回配水池系統ごとに 1 地点選定し検査し、3, 9 の項目のみ表流水で浄水処理した水については法令等により、年 1 回検査を行います。
- 1, 0, 2, 1～3, 1 の消毒副生成物の項目については、3 ヶ月に 1 回以上の検査が必要なため、配水池系統ごとに 1 地点選定し 3 ヶ月に 1 回検査を行います。
- 臭気原因物質である 4, 2, 4, 3 の項目については、藻類の発生時期 (5 月～9 月) に 1 ヶ月に 1 回配水池系統ごとに 1 地点選定し検査を行います。地下水を水源としている箇所については、藻類の発生の疑いがいないため、1 年に 1 回検査を行います。
- 水道法の改正により、平成 2 0 年 4 月 1 日より基準項目に追加された項目です。
- 水道法の改正により、平成 2 1 年 4 月 1 日より基準項目に追加された項目です。
- 水道法の改正により、平成 2 1 年 4 月 1 日より基準値が強化された項目です。改正前の基準値は 5 以下です。
- 水道法の改正により、平成 2 2 年 4 月 1 日より基準値が強化された項目です。改正前の基準値は 0 . 0 1 以下です。
- 水道法の改正により、平成 2 3 年 4 月 1 日より基準値が強化された項目です。改正前の基準値は 0 . 0 3 以下です。
- 水道法の改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日より基準項目に追加された項目です。

資料編 表 - 4 水質管理目標設定項目と検査実施頻度

番号	項目	目標値 (mg/ℓ) 暫定値	検査計画頻度 (回 / 年)		
			浄水場原水	浄水場浄水	管末地点
1	アンチモン及びその化合物	0.015以下	1	-	-
2	ウラン及びその化合物	0.002以下	1	-	-
3	ニッケル及びその化合物	0.01以下	1	-	-
4	亜硝酸態窒素 (10)		削 除		
5	1, 2 - ジクロロエタン	0.004以下	1	-	-
6	トランス - 1, 2 - ジクロロエチレン		削 除		
7	1, 1, 2 - トリクロロエタン (8)		削 除		
8	トルエン (9)	0.4以下	1	-	-
9	フタル酸ジ (2 - エチルヘキシル)	0.1以下	1	-	-
10	亜塩素酸	0.6以下	1	1	1
11	塩素酸		削 除		
12	二酸化塩素	0.6以下	1	1	1
13	ジクロロアセトニトリル (6)	0.01以下	-	-	4 (3)
14	抱水クロラ - ル (7)	0.02以下	-	-	4 (3)
15	対象農薬リスト掲載農薬類	1以下	2	-	-
16	残留塩素 (●)	1以下	-	365	365
17	カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (●)	10以上100以下	4	4	4
18	マンガン及びその化合物 (●)	0.01以下	4	4	4
19	遊離炭酸	20以下	-	-	1
20	1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.3以下	1	-	-
21	メチル - t - ブチルエ - テル (MTBE)	0.02以下	1	-	-
22	有機物質 (過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	1	-	1
23	臭気強度 (T O N)	3以下	-	-	1
24	蒸発残留物 (●)	30以上200以下	1	-	4
25	濁度 (●)	1度以下	12	12	365
26	p H 値 (●)	7.5程度	12	12	12
27	腐食性 (ランゲリア指数)	0 ~ - 1	-	-	1
28	従属栄養細菌	2000以下	-	-	1
29	1, 1 - ジクロロエチレン (4)	0.1以下	1	-	-
30	アルミニウム及びその化合物 (5)	0.1以下	1	-	4

- 1 消毒剤 (二酸化塩素) を使用していないため検査を行いません。
- 2 流域における農薬使用状況の調査や過去の検査結果などに基づいて、検査する項目を決定し、散布時期 (4 月 ~ 3 月) に原水で 1 回 / 月検査を行います。
- 3 水質基準項目にある消毒副生成物の検査頻度と同様の扱いとなるため、3 ヶ月に 1 回検査を行います。
- 検査計画頻度に記入しています 4 , 1 2 , 3 6 5 の数字については、水質基準項目と同様の項目のため、水質基準項目の表と同様の検査回数が表記されています。
- 4 平成 2 1 年 4 月 1 日より管理目標設定項目に追加された項目です。
- 5 平成 2 1 年 4 月 1 日より管理目標設定項目に追加された項目です。
- 6 平成 2 1 年 4 月 1 日より目標値が改正されました。改正前の目標値は 0 . 0 4 以下 (暫定) です。
- 7 平成 2 1 年 4 月 1 日より目標値が改正されました。改正前の目標値は 0 . 0 3 以下 (暫定) です。
- 8 平成 2 2 年 4 月 1 日から削除された項目です。
- 9 平成 2 3 年 4 月 1 日より目標値が改正されました。改正前の目標値は 0 . 2 以下です。
- 1 0 平成 2 6 年 4 月 1 日から基準項目に追加され、目標管理設定項目から削除されます。

資料編 表 - 5 クリプトスポリジウム等原虫類及び指標菌検査実施頻度

項 目		検査計画頻度（回／年）		
		浄水場原水	浄水場浄水	管末地点
クリプトスポリジウム等原虫類		4	4	-
指標菌（大腸菌、大腸菌MPN、嫌気性芽胞菌）		12	-	-

表流水を処理する浄水場では、指標菌（大腸菌、大腸菌MPN、嫌気性芽胞菌）の検査を、汚染のおそれの判断のために原水で1年に1回行います。また、クリプトスポリジウム等原虫類の検査については、安全確認のために原水、浄水で1年に4回行います。
地下水については、指標菌（大腸菌、大腸菌MPN、嫌気性芽胞菌）の検査を、汚染のおそれの判断のために原水で毎月1回行います。

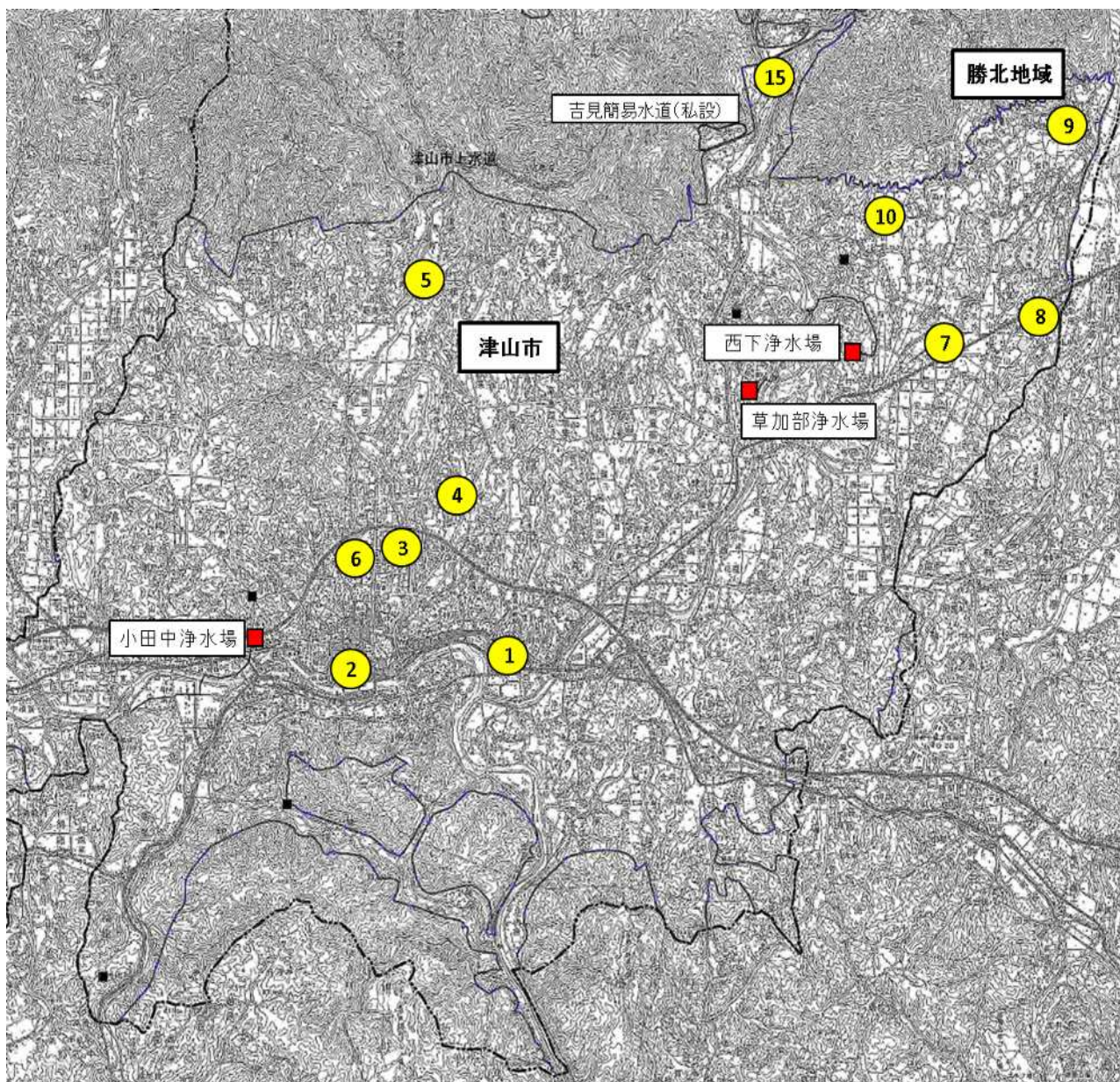


図 - 1 上水道給水区域の中央及び東部の検査地点（平成26年度）

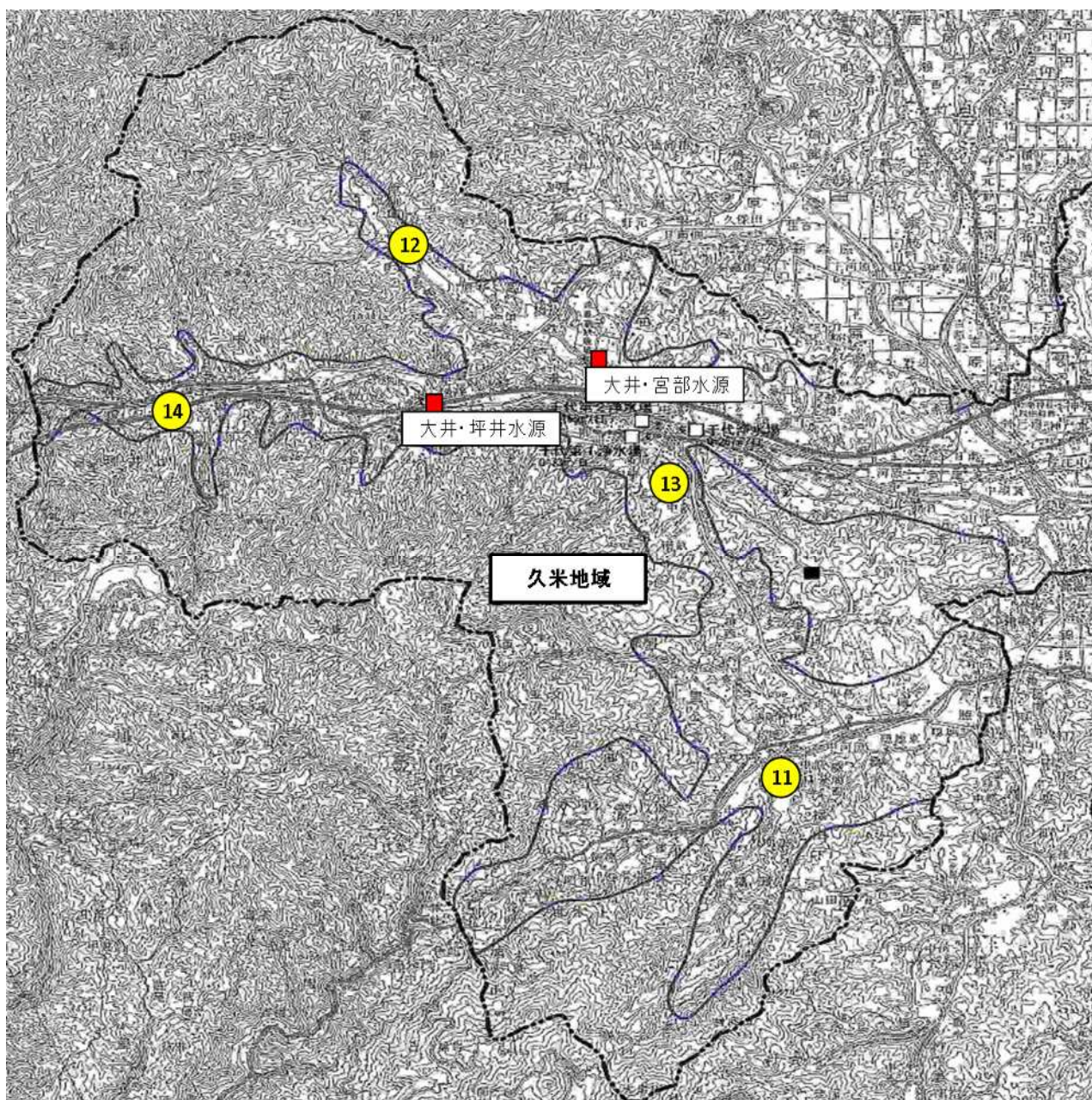


図 - 2 上水道給水区域の西部の検査地点（平成 26 年度）

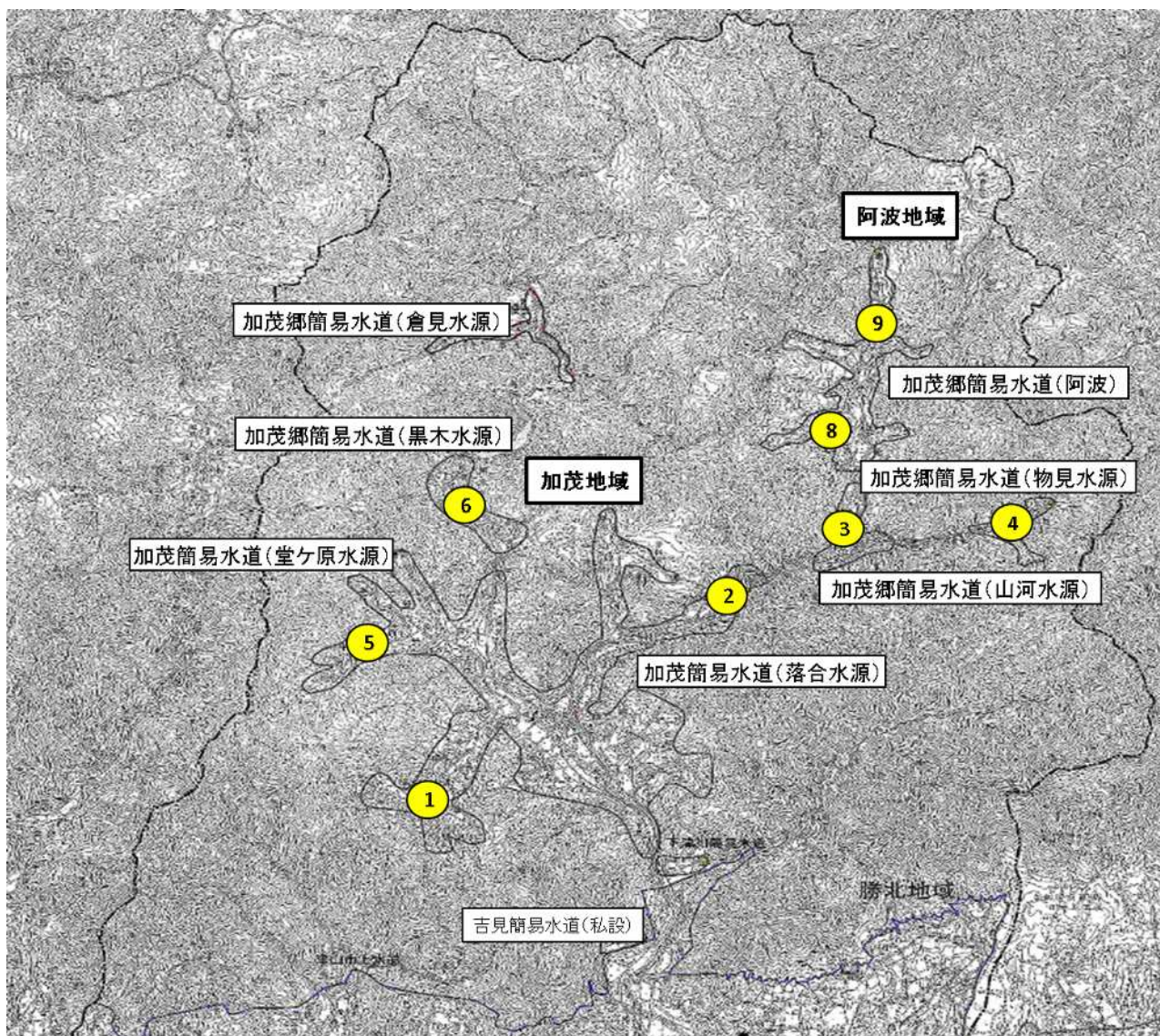


図 - 3 簡易水道給水区域の検査地点（平成 26 年度）